

## 「目黒区耐震改修促進計画改定素案」に対するパブリックコメントの実施結果について

### 1 パブリックコメント実施状況

(1) 実施期間 平成24年12月15日から平成25年1月22日まで

(2) 周知方法

ア めぐる区報(12月15日号)、目黒区ホームページ

イ 素案閲覧場所

目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・6階建築課、各地区サービス事務所(東部地区を除く)、各住区センター、各図書館

### 2 意見提出状況

提出者	件数
個人	0人
団体	0団体
議会会派	2会派
計	2

### 3 意見に対する対応区分ごとの件数

対応区分	内容	項目数
1	意見・要望の趣旨に沿い、素案を修整します。	0
2	意見・要望の趣旨は素案に取り上げており、趣旨に沿って計画を策定します。	0
3	意見・要望の趣旨は、今後の検討課題とします。	1
4	意見・要望は計画には取り上げませんが、趣旨に沿った事業運営に努めます。	5
5	関係所管・関係機関・団体に趣旨を伝達します。	1
6	意見・要望に沿うことは困難です。	0
	計	7

### 4 検討結果 別紙

<別紙>

整理番号	意見・要望	対応区分	検討結果（対応策）
1 - 1	<p>平成20年3月に策定された「目黒区耐震改修促進計画」は、「地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本に、区民の生命と財産を保護することを目的」としている。この目的を、しっかり位置づけた計画として具体化することが重要である。しかし、目黒区は今回の改定を、国の「社会資本整備総合交付金」獲得のための計画作成であるとしているため、95%の目標値はあるが達成への具体的計画が示されておらず、このままでは目的を達成することはできない。「交付金」申請のために形だけ整っていれば良いとの姿勢になっている。本計画素案の「平成32年までに住宅の耐震化率95%」を達成するためには、毎年、住宅で約1000件の耐震化推進が必要になる。これを実現できる具体的計画をともなったものとして作成すること。</p>	4	<p>目黒区耐震改修促進計画は、平成20年3月に策定してから5年が経過しています。その間、東京都耐震改修促進計画の改定や東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例が施行されました。また、目黒区地域防災計画も、平成25年3月に改定されます。さらに、東日本大震災による耐震に関する区民意識の高まりと、区耐震化促進事業の実績を考慮し、これらを反映することを目的として本計画を改定するものです。</p> <p>本計画に掲げた耐震化率を達成するための具体的な取り組みにつきましては、実施計画に助成事業量を定めるとともに、相談窓口の設置、耐震アドバイザー派遣などによって推進してまいります。</p>
1 - 2	<p>本計画素案での建物の耐震化の現状は、目黒区での現実の調査に基づくものではなく、東京都の耐震化率の推計で出された数値である。「住宅の耐震化の現状」は、戸数が膨大であるだけに推計値にならざるを得ないと考えが、「民間特定建物の耐震化の現状」では、対象となる病院・学校・保育園・幼稚園などの区内件数はそう多くなく、区独自に充分調査できるものである。可能な限り力を尽くしてリアルな現状を盛り込むこと。耐震化計画の具体化を進めるためにも、現状をしっかり把握することに力を注ぐ計画にすること。</p>	4	<p>民間特定建築物につきましては、対象棟数も少なく用途ごとに掲載しているため、実態による棟数とした場合、耐震改修をしていない建物を特定することも可能となり、公表することで所有者が不利益を被ることも考えられることから、推計による棟数としています。</p> <p>ただし、実際に民間特定建築物の耐震化を進めるにあたっては、用途ごとの現状を把握して、啓発・相談などを個別に行いながら対応してまいります。</p>

1 - 3	<p>今回の改定では、東京都がすすめる「木密地域不燃化10年プロジェクト」や「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐進化を推進する条例」との連携をうたっているが、これらの事業の中心は道路の拡幅と個別の住宅・建物の共同立替が前提になっている。道路と沿道建物が残っても、その内部にある住宅地が倒壊・延焼するような計画では、本計画の目的である「地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本に、区民の生命と財産を保護すること」は達成できない。また、道路の拡幅で再開発などによる高層化が進めば多くの区民が追い出されることになる。地域住民の多くは、住み慣れた地域に住み続けながら「命と財産を守れる」取り組みを望んでいる。道路拡幅や沿道共同建替えに偏ることなく、全ての地域での耐震化促進と戸建て住宅などへの個別助成の充実を大切にしたい計画にすること。</p>	3	<p>耐震改修促進計画と耐震化促進事業は、区全域を対象に展開するものとしています。その上で本計画では、木造住宅密集地域の耐震化や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、分譲マンションの耐震化などの5項目を、重点的に進めるべき施策として掲げています。</p> <p>戸建て住宅などへの個別助成の充実につきましては、24年度から木造住宅等耐震改修助成を増額いたしました。また、23年度には、分譲マンションアドバイザー派遣制度を創設するなどしてきましたので、今後も制度の充実に向け検討してまいります。</p>
1 - 4 - 1	<p>マンションへの耐震化推進のために、アドバイザー制度をさらに充実させること。</p>	4	<p>分譲マンションの耐震化を進めるためのアドバイザー派遣制度は、原則全額助成となっていますので、派遣要請が増えるよう積極的に管理組合などに働きかけてまいります。</p>
1 - 4 - 2	<p>また、区分所有になっている分譲マンションは老朽化すればするほど権利関係が複雑となっており、耐震化の合意には、マンション内での自主的な管理コミュニティーの育成が重要である。日常的な管理組合への支援も強めること。</p>	4	<p>老朽化による建替えや耐震補強工事は、居住者や権利者など関係者の合意形成等が重要です。マンション管理セミナーやマンション交流会の事業を目黒区住宅・街づくりセンターに委託して行ってきましたが、緊急財政対策にかかる事務事業の見直しにより、平成24年度から休止しております。マンション管理セミナー等の事業は、既に、民間の団体により実施されており、必ずしも区が実施すべき事業ではないと考えて</p>

			<p>おります。一方、長期修繕計画がないマンション等があるため、これらのマンションへの対応につきまして、別途検討してまいります。</p>
1 - 5	<p>区内住宅の耐震化をすすめる上で、東京都の助成制度の弱点を克服する必要がある。沿道や特定地域だけを支援する東京都の耐震助成制度を都内全ての地域に拡大させ、抜本的に助成額を引き上げるよう強く申し入れること。</p>	5	<p>東京都の助成制度につきましては、全域を対象とするようこれまでも要望してきましたので、引き続き要望してまいります。</p>
2	<p>促進するには、一般財源の助成を検討せよ。</p>	4	<p>耐震化促進助成制度は、私有財産に対する公費の投入という制度であり、福祉目的とは一線を画していることから、助成額には自ずと限界があるものと考えています。</p> <p>しかしながら、首都直下地震の発生が近いとされることなどによる耐震化を取り巻く社会状況の変化や、国や都の動向などを踏まえて、制度の見直しは続けてまいります。ちなみに、平成 24 年度は、木造住宅等耐震改修助成の増額を行いました。また、25 年度には、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修に、区の上乗せ助成をする予定です。</p>